

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
28	生活保護関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南九州市は、生活保護関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

南九州市長

公表日

令和6年5月14日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護関係事務
②事務の概要	生活保護法に基づき、生活に困窮する世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて生活・住宅・教育・医療・介護扶助等の保護を行っている。 主に以下の事務を行う。 ①保護世帯開始決定およびケース記録管理 ②それぞれの世帯状況に応じた、最低生活費および各扶助費(生活、住宅、教育、医療、介護、出産、生業、葬祭)の決定および支給 ③療養等医療行為を受ける場合は、医療券の発行、介護のサービスを受ける場合は介護券の発行 ④支払基金からの医療請求内容の確認 ⑤介護事業者からの介護請求内容の確認 ⑥保護世帯の家庭を訪問し、実態把握および相談業務の実施 ⑦定期的に保護受給者に対して、各医療機関および保険会社等への調査
③システムの名称	生活保護システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
被保護者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の15の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 (情報提供) 別表第二の 9,10,14,16,24,26,27,28,30,31,50,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116,120の項 (情報照会) 別表第二の26の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉健康課
②所属長の役職名	福祉健康課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	南九州市情報公開・個人情報保護担当 897-0392 鹿児島県南九州市知覧町郡6204番地 問合せ先電話番号 0993-83-2511
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	南九州市情報公開・個人情報保護担当 897-0392 鹿児島県南九州市知覧町郡6204番地 問合せ先電話番号 0993-83-2511

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月13日	I-1-③システムの名称	生活保護システム	生活保護システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ	事後	
平成28年9月13日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の26の項	番号法第19条第7号 (情報提供) 別表第二の 9,10,14,16,24,26,27,28,30,31,50,54,61,62,64,70,87,90, 94,104,106,108,116,120の項 (情報照会) 別表第二の26の項	事後	
平成29年11月1日	I-5-②所属長	福祉事務所長 菊永 克幸	福祉事務所長 網屋 多加幸	事後	人事異動による変更
平成30年4月1日	I-5-②所属長	福祉事務所長 網屋 多加幸	福祉課長 松清 浩一	事後	人事異動による変更, 部署名の変更
平成31年4月22日	I-5-②所属長	福祉課長 松清 浩一	福祉課長	事後	
平成31年4月22日	IV リスク対策		9項目の追加	事後	
令和3年4月15日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年4月15日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	500人以上	500人未満	事後	
令和3年4月15日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和4年5月13日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 26項	番号法第19条第8号 別表第二 26項	事後	
令和4年5月13日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年5月13日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和5年4月12日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年4月12日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和6年5月2日	I-5-①部署	福祉課	福祉健康課	事後	
令和6年5月2日	I-5-②所属長の役職名	福祉課長	福祉健康課長	事後	
令和6年5月2日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年5月2日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	